

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	71	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	71)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

都道府県と教育委員会が一つの自治体中間サーバーを利用することを可能とすること

提案団体

宮城県、岩手県、仙台市、塩竈市、多賀城市、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度について、各都道府県と教育委員会間の情報連携を容易にするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)上、情報保有機関として、各都道府県と教育委員会を区別せず、一つの情報保有機関とみなすなど、共同して一つの自治体中間サーバーを利用可能とするよう、制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

番号法上では、マイナンバー制度に係り、都道府県と教育委員会は別の情報保有機関とされ、都道府県と教育委員会との間で情報連携を行う場合には、機関間連携として自治体の条例で必要な規定を定めなければならない。また、中間サーバーは情報保有機関毎に設置するとされていることから、都道府県と教育委員会とで個別に中間サーバーを設置することとなり、エラー対応やシステム更新作業等の重複する事務負担やソフトウェアインストール等によるコスト増加が生じ、システム管理や情報連携の煩雑化による業務の非効率化が生じている。一方で、同一の情報保有機関内の情報連携では、中間サーバーに登録された副本情報を活用した庁内連携が可能であり、事務や特定個人情報毎に条例の制定が必要とならない(独自利用事務を除く。)など、事務的な負担が少ない。

これらを踏まえ、番号法の見直しにより都道府県と教育委員会を一つの情報保有機関とみなすことにするなど、都道府県と教育委員会が共同して一つの自治体中間サーバーを利用できるようにすることで、都道府県と教育委員会の間でより事務的に容易である庁内連携が可能となり、サーバー管理上の事務負担等が軽減され、本提案における支障は解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県と教育委員会が別の情報保有機関として実施していた事務やシステム管理作業を統一することができ、また、機関間連携に係る取扱いを廃止することができ、事務効率の向上、コスト削減に繋がる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、茨城県、長野県、宇和島市、熊本市、鹿児島市

○当市においても提案団体が示すような市部局と教育委員会部局で自治体中間サーバーをそれぞれ管理しないといけないといった業務負担が生じている。
○一つの自治体が複数の中間サーバーを管理運用することとなり、システム運用管理や情報連携の煩雑化、非効率化が生じている。また、任命権者毎に中間サーバーを用意する必要がある現行ルールでは、県警など費用負担できない任命権者は中間サーバーを独自に用意できないため、小規模な組織における情報提供ネットワークの活用を妨げる要因となっている。
○市と教育委員会が別の情報保有機関として実施していた事務やシステム管理作業を統一することができ、また、機関間連携に係る取扱いを廃止することができ、事務効率の向上、コスト削減に繋がるため、制度改正の必要がある。
○当県においても、都道府県のみならず市町村でも同様の支障が発生しており、小規模自治体では中間サーバーに関する本庁担当者と教育委員会の担当者をそれぞれ用意するのが困難な状況であることから、事務負担及び運用コストなども考慮した制度の見直しなどを求める。

各府省からの第１次回答

個人番号については、行政事務を処理する者が当該行政事務の処理に関して必要な限度で利用することができる（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項）。そのため、個人番号を利用できる事務の実施主体についても、個別法における事務の実施主体と一致する形で法律上規定しているところである（番号利用法別表）。中間サーバーにおいて取り扱う特定個人情報についても、それぞれのシステムで分かれて管理しており、事務の執行機関ごとにそれぞれの職員の権限でそれぞれのシステムにログインして事務を行う運用となっている。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

番号利用法第9条第1項において、番号利用法別表に掲げられた各項の上欄に行政機関等の行政事務を処理する者が、同表の下欄に掲げられた事務の処理に関する業務を行うため、必要な限度で個人番号を利用することができると規定されている。このことから、番号利用法別表の各項の下欄に定められた事務を実施する際に個人番号を利用できるのは、各項の上欄に規定された実施主体以外認められていないということであり、第1次回答で示されている中間サーバーにより、それぞれの職員の権限でそれぞれのシステムにログインして事務を行うということは理解をしているところである。
その観点で言うと、当県においては、個人番号利用事務について、各事務担当者が取り扱う特定個人情報の制限は、各自治体が管理する団体内統合宛名システムにおいて制限が可能であり、番号利用事務担当者は、自身が担当する事務以外では個人番号を利用することはできず、また、番号利用事務担当者以外が、個人番号を取り扱う事はできない。
そのため、中間サーバーにおいて、都道府県知事、教育委員会を別として管理を分けずとも、番号利用法第9条第1項の規定に反する運用にはならないものと思料するため、求めている措置について検討をしていただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

同一団体内の異なる執行機関における情報連携は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 19 条第 11 号に基づき、機関間連携に係る条例を定めることで実施可能である。なお、マイナンバー制度は、様々な個人情報が一元管理されることに対する懸念等を踏まえて、番号利用法第9条第 1 項において、行政機関等の主体ごとに個人番号を利用することができる仕組みとしているところ、都道府県（知事部局）と教育委員会は異なる主体（執行機関）であり、その長も異なることから、個人番号の利用は執行機関ごとに行われる必要がある。こうした考え方や制度趣旨に沿って、中間サーバーにおいても取り扱う特定個人情報について、それぞれの執行機関ごとに区画を分けて管理されている。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

—